

令和5年第10回厚岸町教育委員会会議録

招 集	日 時	令和5年7月27日 午前10時00分
	場 所	厚岸町役場 1階 中会議室
開 会 日 時		令和5年7月27日 午前10時00分
閉 会 日 時		令和5年7月27日 午前10時35分
出 席 委 員		田 辺 正 保
		濱 秀 利
		森 脇 直 美
		成 澤 幸 恵
欠 席 委 員		
会議録署名	教 育 長	滝 川 敦 善
委 員	委 員	成 澤 幸 恵
会 議 出 席 者	事務局職員	管理課長 諸 井 公 学校給食センター所長 小 池 裕 子 生涯学習課長 川 越 一 寿 海事記念館長 菅 原 卓 己 B&G海洋センター所長 千 葉 隆 行 温水プール館長 石 田 秀 之 管理課長補佐 車 塚 洋
	その他の者	

議事日程

日 程	議案番号	付 議 事 件
1		開会
2		会期の決定
3		前回会議録の承認
4		会議録署名委員の指名
5	(報 告)	
	報告第7号	教育長の報告すべき事項について【報告済】
	報告第8号	教育長の報告すべき事項について【報告済】
	報告第9号	教育長の報告すべき事項について【報告済】
6		閉会

## 令和5年第10回厚岸町教育委員会

令和5年7月27日

午前10時00分開会

●教育長           ただいまから、令和5年第10回厚岸町教育委員会を開会します。これから、本日の会議を開きます。

          なお、本日の日程は、既に配付されている日程表のとおりであります。

●教育長           日程第2「会期の決定」についてであります。委員会の会期を本日、7月27日の1日間としてよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長           それでは、会期を本日7月27日の1日間といたします。

●教育長           日程第3、「前回会議録の承認」についてであります。令和5年6月28日に開会した第8回教育委員会の会議録の承認についてであります。会議録署名委員の森脇委員、私がそれぞれ署名済みでありますので、これをもちまして承認とさせていただきます。

●教育長           日程第4、「会議録署名委員の指名」についてであります。本日の会議録署名委員は、会議規則第17条の規定により、成澤委員を指名いたします。

●教育長           日程第5、報告第7号「教育長の報告すべき事項について」を議題といたします。職員は、報告内容の説明をしてください。

●管理課長

ただいま上程いただきました、報告第7号「教育長の報告すべき事項について」、その内容をご説明申し上げます。

議案書1ページをご覧願います。

教育長の報告すべき事項として、令和5年第9回厚岸町教育委員会書面決議の結果について、次のとおりご報告いたします。

議案書2ページ、別紙「令和5年第9回厚岸町教育委員会書面決議の結果について」をご覧願います。

今回の書面開催につきましては、厚岸町教育委員会に属する事務局職員の人事異動の決定をすることに伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第4号の規定により議案を提出したもので、付議案件は、議案第45号「厚岸町教育委員会に属する事務局職員の異動について」で、教育委員会会議を招集する暇がないことから、書面表決をもって教育委員会の議決に代えさせていただくことになりました。

本議案内容は、令和5年7月1日付け「厚岸町教育委員会内示」で、「生涯学習課社会教育主事（兼）中央公民館主事」を発令したものであります。

書面表決者は、記載のとおりとなっており、教育長並びに各委員、合計5名となっております。

議案に対する表決の結果についてであります。全数の賛成を得ることができ、原案のとおり、可決、承認されましたので、ご報告させていただきます。

以上、簡単ではありますが、報告第7号の報告とさせていただきます。

●教育長

内容は、令和5年第9回厚岸町教育委員会書面議決の

結果についてであります。

これから質疑を行います。

(ありません。の声)

●教育長                    なければ、報告第7号を終わります。

●教育長                    次に、報告第8号「教育長の報告すべき事項について」を議題といたします。職員は、報告内容の説明をしてください。

●生涯学習課              ただいま上程いただきました、報告第8号「教育長の報告すべき事項について」、その内容をご説明申し上げます。

議案書3ページをご覧ください。

現在、国や北海道において、中学校の部活動を段階的に地域へ移行していくことを基本に、令和5年度から令和7年度を改革推進期間とし、地域の実情に応じて部活動の地域移行について、早期の実現を目指すこととされております。

厚岸町教育委員会としても国や北海道と同様に、部活動の地域移行を進めるにあたり、昨日7月26日に厚岸町部活動地域移行検討協議会を設置したところであります。

この協議会立ち上げには、厚岸町部活動地域移行検討協議会設置要綱を定める必要がありましたが、スケジュール上、本日の教育委員会に間に合わず、専決処分としたことから、厚岸町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則第3条第1項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

要綱の内容であります。第1条は、設置について定めるもので、町立中学校における部活動の地域移行を段階的な方向性を検討するため、厚岸町部活動地域移行検討協議会を設置するとするものであります。

第2条は、所掌事項について定めるもので、協議会は、次に掲げる事項について協議するとし、第1号は、部活動の地域移行の在り方に関する事。第2号は、地域のスポーツ団体及び文化団体との連携による持続可能な部活環境の整備に関する事。第3号は、その他部活動の地域移行に関し、必要な事項に関する事とするものであります。

第3条は、構成について定めるもので、協議会は委員15名以内で組織するとするものであります。

第4条は、委員について定めるもので、委員は、次に掲げる者のうちから、厚岸町教育委員会が委嘱するとし、第1号は、スポーツ団体関係者。第2号は、文化団体関係者。4ページに移りまして、第3号は、保護者代表。第4号は、学校関係者。第5号は、その他教育委員会が適当と認める者とするものであります。

第5条は、任期について定めるもので、委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とするとするものであります。

第6条は、会長及び副会長について定めるもので、協議会に、会長及び副会長を置くとし、第2項は、会長は教育長をもって充て、副会長は委員の互選により定める。第3項は、会長は、協議会を代表し、協議会の会務を総理する。第4項は、副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理するとするものであります。

第7条は、会議について定めるもので、協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となるとし、第2項は、会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができるとするものであります。

第8条は、庶務について定めるもので、協議会の庶務は、生涯学習課スポーツ係において処理するとするものであります。

第9条は、その他について定めるもので、この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定めるとするものであります。

附則であります。

この規則は、令和5年7月1日から施行するものであります。

以上、簡単ではありますが、報告第8号の報告とさせていただきます。

●教育長 内容は、厚岸町部活動地域移行検討協議会設置要綱を定めることに伴う専決処分についてであります。

これから質疑を行います。

●田辺委員 第1条で町立中学校における部活動とあるのですが、小学校はどうなるのでしょうか。そのあたり、お教えいただければと思うのですが。

●生涯学習課長 小学校につきましては、少年団を中心に活動しております。部活動というのは、今回、国・北海道が進めているのは中学校の部活動の地域移行ということになります。

●田辺委員

基本的な認識のことでお聞きするのですが、この部活動の地域移行は、従来ですと、学校が主として部として認めるといえるか、部活動としての位置付けがあって、予算なども、部に対する予算だとか、今後、地域移行になったときに、いわゆる、学校と実際に部活動を指導していく部分との位置関係と言いましょか、どちらが主体となっておこなっていくのかという部分で、ちょっと認識を確認させていただきたいと思います。

●生涯学習課長

今、この動きにつきましては、学校現場における教員の方の労働環境の整備ということもありますし、子ども達が、今、部活動をやりたくても入れないような状況がありまして、今後このままにしておきますと、厚岸町においても、やりたい部活動がなくなってしまうという現状にあると認識しております。

国、北海道、それと厚岸町教育委員会においても、スケジュールとしては、今、令和5年度に協議会を立ち上げまして、このあと、委員の皆さんとその在り方について検討を進めていくということになります。今後のスケジュール感としましては、令和6年度に今ある部活動のうち、一部分、つまり休日の部活動の一部、例えば、部活動がいくつかあったら、そのうちのいくつかでも、まず進めると。

というのは、教員の方が教えるのではなく、地域の指導者。それで、もし、仮にその指導者が学校の先生だとしても、先生としてではなく、その地域の人という立ち位置でということになります。

令和7年度については、休日の部活動を、先ほど言った、一部ではなく、すべての部活動において移行するように目指したいということです。

今、説明いたしました、令和5年から7年までというのは、集中して行なうのですけれども、令和8年度以降については、平日についても視野に入れながら協議会の皆さんと、どういう形がいいのかを考えていくと。そして、最終的には、学校で、今、おこなっている部活動ではなく、あくまでも地域で教えるということを最終的には目指すということでもあります。

●濱委員

学校の先生の、今、部活動の指導者をやっている先生というか、学校と部活動との関わり方と、地域の指導者と部活動の関わり方って、結構、難しいと思うんです、その線引きが。だから、学校がどのくらい部活動に関わっていけるかっていうのが、結構、微妙なところで。

とりあえずは、休日からはじめるとは思いますが、平日の指導者と休日の指導者、別の指導者が教えるとかね。そういうパターンも出てくるわけでしょ、その種目によっては。

ただ、先生が、その指導者がいなくて、先生が休日、地域移行している、そのところに教えるというのは、学校の責任というか、先生に対する責任ということの曖昧さっていうか、なんとも言えない、どういう立場なのかというのが、すごく微妙だと思うんだよね。その辺、どういうふうにやっていくのかなというのが、すごく不思議だというか、こんな曖昧な形で地域移行していいのかなという気はしているんだけどね、個人的に。

たぶん、協議会でそういう話が出て、検討していくことになるんだろうけど、結構、微妙というか、難しいよなというのが私自身の意見なんですけど。

●生涯学習課

今、おっしゃったとおり、非常に難しい課題はたくさん

長

んあります。

北海道においては、昨日の協議会にも、釧路教育局の担当職員がアドバイザーとして、出席いただきまして、様々な地域の先進事例ですとか、そういうものを参考にしながら、まずやっています。

それで、今、おっしゃった、その教員の立場というのは、あくまでも部活動としてやっていたというところで、まだ、協議をしなければいけませんけれども、一地域の人として指導に入るですとか、そうなった場合は、一個人としてとか、そういった考えも出てくると思います。

あくまでも、部活動というものを最終的には全部地域に移行するんだというところが、今現在の考え方でありますので、教員ではありますけれども、その立場でどうしても指導するとなると、地域の一員としてとかということも入ってきます。

平日と休日の部活動の、例えば、指導者の教え方の差についてとか、いろいろ、そういう話も、実は、昨日の協議会で出ました。そういう部分も、そこはやはり、そのままにして実施したら、おかしいことになりますので、そこは、調整が当然入ってくるというふうに考えております。

●濱委員

例えば、休日に一個人として出ている教員の指導者がケガをした、その活動によって。そういう場合は、どこが責任を取るんですか。その団体として、別個に教員が加入している保険以外に、その団体として保険に入って、そこから補償というか、そういうものが出るような形になっていくというふうに考えていいのですか。

●教育長

実は、昨日の協議会で、今おっしゃったようなことが

やっぱり出ていました。

まず一つは、この部活動の地域移行を中学校の地域移行だという、狭い捉え方ではなくて、町づくりの、いわゆる、昨日も少年団の代表の方も出席していただきましたし、高校の校長先生も出ていただいたんですよ。

中学校だけだったら中学校だけで話をすればいいんだけど、そうではなくて、この地域の、こういう人をどう育てるのかという観点で、幅広い、協議会の委員の中で練っていただこうと。中学校をどうすればいいかではなくて、自分の学校、高校、小学校の少年団も含めて考えてもらう。

ですから、生涯学習の中で考えていきましょうということと一致させましょうと、まず、スタートラインはそこが一つ。

先ほど、小学校はという話がありましたけれど、もちろん、少年団もこのままでいけば、立ち行かなくなるという状況です。昨日の協議会でも、全部、数字データを出したんですけれども。

それで、高校も部活動は12の部があったんですけれど、例えば、野球部にしても、一人しかいないんですよ。このような部活もあるので、本当に何もしなければ、このまま、どこの部活動も、少年団もなくなっていくということと、これから手を付けていかなければならないですということについて、まずは一致しました。

多く懸念されるのは、私たちは、皆さんもそうですけれども、学校の先生が部活動をするのが当たり前という環境からどう脱却するかっていうのが、なかなか難しいんですよ。皆さん、そうですよね。

地域の指導者というよりも、学校の先生が中学校については、部活動をするのは当たり前だということにな

っていて、もう、そうではなくなるんだよということもお話をしました。

ここで、簡単に三つ。この背景は、一つは、子どもが少なくなった。

二つ目は、少なくなったことに伴って、選択する部活動が少なくなった。

そして、三つ目が、教員の働き方改革。

この三つが背景にあって、このままでは立ち行かなくなりますというところでの認識で一致しております。

それで、先ほど言った、生涯学習の枠でいろいろ考える。

では、昨日の協議会は何をするかということ、ここが中心となってではなくて、ここでいろいろな意見を集約しながら厚岸の形をどう作っていくのかをみんなで協議しましょうというのが、この場ですと。

ですから、例えば、団体ができたとしたら、責任の所在はその団体になりますよね。もちろん、保険だとかいろいろ加入したりしますけれども、学校から離れますので、その団体が。

今、少年団なんかは、まさにそうですよね。学校に責任の所在はないですよね。そこに近寄っていく形になるだろうなあというふうに思います。

それから、お金の面についても、じゃ、どこでお金を出すのかっていうことになりますけれども、基本的には受益者負担なので、イメージは皆さんのお子さんを習い事をさせるというイメージに近いと思います。習い事の責任者は誰ですかといたら、習い事を教えている方が責任者になるでしょうし、月謝はいるんですかと問われれば、月謝はもちろん払っていくということになるんですけれども。

ただ、昨日の協議会の委員からもいろいろ意見が出ていたんですけど、町づくりであるのであれば、やはり、町からもいろんな補助だとか、そういう支援をやっていかないとだめなんじゃないだろうかという意見もおっしゃっていました。そのとおりだと思います。できるところをやっていかなきゃならないですし。

ただ、昨日もお話したんですけど、先行事例もいろいろ紹介させていただいたんですけど、これがなかなか、他のところ、結構、まだ様子見なんですよ。

というのは、他の町村が参考になるかということ、厚岸町のやり方と、浜中町や弟子屈町のやり方とは違ってくるはずなんです。それぞれの団体が、今までいろいろ積み重ねてきた背景がありますから。

だから、なかなか先行事例をそのまま取り入れるということではできないんですけど。でも、「このパターンとこのパターンを上手く組み合わせ、うちはやっぺいこうよ」ということはできると思いますし、先ほど言いました、私は最終的に、ここで、厚岸で学んで、少年団で部活動をとおして出て行った子ども達が、今度、指導者の側に入っていくながら、循環していくというようなイメージを持っています。そういうことができるように、もっと発想を柔らかく、例えば、今、吹奏楽があつたり、サッカーがあつたりするんですけど、例えば、習い事の英語の勉強をするような学習面のところも、クラブ活動というか、そういうものがあつてもいいし、今、いろんな、例えば、スケートボードをやつたり、いろいろやっぺいじゃないですか。そういうものを、今度、新しく入れるような発想で、大きな団体を作るという考え方も、一つですよ。そんなことも含めて、今回のこの論議を含めて、部活動だけではなくて、今ある子ども達をどう

育てていくのかという観点で、もっともっと広く、発想を柔らかくしながらやっていけばいいのかなあというふうに思っています。

そんなふうにして、もう一つ、質問があったのが、今ある団体をどうしていくのかというような趣旨の質問もあったんですけど、少なくとも、今ある団体は、ずっと歴史を積み重ねてきているので、その団体の今までの運営なども、ノウハウなども活かしながら、活かしていくという形、それにさらにいろんな、もし、増えていくのであれば、そういう形で、広げていくということが必要なのではないかと思います。

ということと、もう一つは、できればこの論議の柱は子ども達の意見や考えというのもぜひ活かしてほしい。その柱を中心として、大人の思惑だけで物事を進めていくのではなくて、子どもの意見、これ、今、アンケート、全部、回答が終わりましたよね。その分析などもしながら、子ども達からもアンケートをとっていますので。保護者、それから指導者からもアンケートをとります。

そんなことも含めながら、子どもの意見も大切にしながら進めて下さいという意見も出ておりました。

●濱委員

将来的には、中体連（公益財団法人日本中学校体育連盟）の大会などはなくなっていくんですよね。学校単位での対抗戦みたいなのはなくなっていくってことですよね。

●教育長

思惑は、たぶん、そっちだと思います。

●濱委員

そうですね。中体連なんて、成り立たないですよね。

●教育長

ただ、学校によっては、拠点校型みたいな形で、学校を残しておきながらということを選ぶところもあるんですよ。そういうところは、だから、中体連自体はなくなるかという、中体連がなくなるというよりも、いろんな団体が、中体連の大会に出られるということになるのかなど。

●濱委員

何々中学校とかではなくて、何々団体みたいな感じで出場するということですよ。

●教育長

ただ、昨日、意見として出ていたのは、今、もう現実として起きている部分は、陸上だったかと思うのですが、陸上の中学校の部活がある。陸上の少年団もある。大会にどっちで出場するかによって、どっちに出るかというあたりでのトラブルが結構あるんですよ。

それは、もう、全国的にあるんですよ。どういう大会の出場の仕方がよいのか、自分はどっちも所属しているのだけれども、どっちの所属で出ればいいのか、その辺も整理されてくると思います。これは、厚岸だけではなくて、陸上だけではなくて、他の部活動もそうやってきますので、今、もう、本当に混沌として、手を付けられない状態なんですけれども、まず、協議会を開催して、みんなで今みたいな意見を出し合いながら、厚岸の子ども達の、生涯スポーツ、生涯学習という形で進めていきたいということだと思います。

私自身は、もっと言えば、保育園の先生も議論に入ってもらってもよかったかなあと。いわゆる、幼児教育、幼児スポーツから大人のところまで、もっと広く考えながら、こうやっていけばいいのかなあとと思います。

●田辺委員 一番、課題になってくるのは、誰が指導していくのかということが一番の課題になるんでしょうね。そういう組織ももちろん大事ですし。指導者によっては、その土地々に、そういう、有能な指導者がいるところは、指導はできるでしょうけど、本当にそういう指導者の確保ということが非常に難しくなってくるのかなと思います。

ある意味、逆に考えると、中学校の教員でしたら、あの部活は中学校のあの先生が指導するんだねということにはならなくなるのであれば、小学校の教員であったり、その得意な人が指導者として携わってくれるということで、部活動に参加しやすくなるという一面もあるのかなあと思いますけれども。

まずは、いろいろと課題はあるんでしょうけれども、検討の期間があるようですから、なんとか、子ども達的能力なり、希望ということが、少しでも伸びていくような方向に進むような形というのが、一番望まれますので、私たちも課題を共有しながら関わっていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

●教育長 生涯学習課長、部活動の地域移行については、また、随時、報告していくことになりますよね。

●生涯学習課長 これから、協議会を開催しまして、部活動の地域移行の方向性が見えた段階で、逐次、報告させていただきます。

●教育長 ほかに質疑はありませんか。

(ありません。の声)

●教育長                    なければ、報告第8号を終わります。

●教育長                    次に、報告第9号「教育長の報告すべき事項について」を議題といたします。職員は、報告内容の説明をしてください。

●生涯学習課              ただいま上程いただきました、報告第9号「教育長の報告すべき事項について」、その内容をご説明申し上げます。

議案書5ページをご覧ください。

先ほど、議案第8号で専決処分の報告に対し、ご承認いただきました部活動地域移行検討協議会設置要綱第4条第1項の規定により、厚岸町部活動地域移行検討協議会委員の委嘱について、次のとおり専決処分をしたので、厚岸町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則第3条第1項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

委嘱した委員について、ご説明申し上げます。

表をご覧ください。

区分の1号は、スポーツ団体関係者等。2号は、文化団体関係者等。3号は、保護者代表。4号は、学校関係者であります。

上から順に、氏名のみ申し上げますが、生年月日、住所、職業等につきましては記載のとおりでありますので、ご了承願います。

北村誠。小林敏美。杉田尚美。森脇智亮。石嶋裕司。滝川敦善。安部新路。蠣崎浩一。奥田真由。山本十三。以上、10名であります。

なお、全て協議会設立に伴う新規委嘱で、任期は、令和5年7月1日から令和7年6月30日までの2年間であります。

以上、簡単ではありますが、報告第9号の報告とさせていただきます。

●教育長                   内容は、厚岸町部活動地域移行検討協議会委員の委嘱に伴う専決処分についてであります。

これから質疑を行います。

●濱委員                   この協議会の委員の構成なのですが、先ほどの要綱では人数は15名以内となっておりますが、今回の委嘱は10名ですよね。これ、途中で追加での委嘱など、そういうことは考えているのでしょうか。

●生涯学習課長           おっしゃるとおり、15名以内となっておりますけれども、立ち上げの段階では、まず、バランスよくと申しませうか、各団体からということで、絞り込んで委嘱させていただきました。

この後については、必要に応じて委員の委嘱、追加委嘱、もしくは必要に応じて、関係者の出席を求めるという形で進めてまいりますので、委員として新たに委嘱することも当然想定しております。

委員を委嘱する際には、改めて、上程させていただきます。

●教育長                   ほかに質疑はありませんか。

(ありません。の声)



導助手は2名ですが、小学生を担当しているマムード・クリストファー・ジェームズ並びに中学生を担当しているバートン・リース・タッカーは、最長5年までの再任用期間を経て、新型コロナウイルス感染症の影響により、特例としてさらに1年間の再任用が認められ、合計6年間、外国語指導助手として厚岸町において従事しました。

マムード・クリストファー・ジェームズは、本年7月23日をもって再任用が可能な期間をすでに終了しており、また、バートン・リース・タッカーは、7月30日をもって再任用が可能な期間が終了となる予定であります。

このことから、この度、新たに2名の外国語指導助手の任用をするものであります。

お手元に配布しております、資料をご覧ください。

新規招致者2名のプロフィールであります。

一人目は、シルバ・コール・エバンです。

二人目は、ド・ヴィンセント・トゥオングであります。

出身地、生年月日等は、記載のとおりとなっております。

なお、招致者の担当については、シルバ・コール・エバンが、提出された書類から日本語の能力が高いと判断して小学生担当とし、ド・ヴィンセント・トゥオングを英語教科の担当教諭が配置され日本語能力が高くないでも対応可能な中学生担当を予定しております。

以上、簡単な説明でございますが、令和5年度厚岸町語学指導等を行う外国青年招致事業により、新たに任用する外国語指導助手の説明とさせていただきます。

ます。

これから質疑を行います。

(ありませんの声)

●教育長                    なければ、事務局からの説明を終わります。

●教育長                    その他、何かございますか。

(ありませんの声)

●教育長                    以上で、本日の会議日程は全て終了しました。  
これをもちまして、第10回教育委員会を閉会します。